答弁第一六〇号平成二十三年五月十三日受領

内閣衆質一七七第一六〇号

平成二十三年五月十三日

議 院 議長 横 路 孝 弘殿

衆

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出海賊対策に関する質問に対する答弁書

一について

行う者、すなわち、 若しくは財産に対し、私的目的のために行う全ての不法な暴力行為、 ると承知しており、 般に海賊とは、 私有の船舶等の乗組員等であって、公海における他の船舶等又はこれらの内にある人 海上における公共の安全と秩序の維持に対して重大な脅威を及ぼすものであると考え 海洋法に関する国際連合条約 (平成八年条約第六号) 第百一条に規定する海賊行為を 抑留又は略奪行為などを行う者であ

一及び三について

る。

増加している。これは、ソマリアを拠点とする海賊の活動が広域化、活発化したことにより、 湾、インド洋及びケニア沖で重火器により襲撃された件数は六件となっており、平成二十一年の一件から 同じ。) 平成二十二年に日本関係船舶 が海賊及び海上武装強盗の被害を受けた件数は十五件であるが、このうち、ソマリア沖・アデン (日本籍船及び我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船をいう。 日本関係船

舶の被害も増加したものであると考えるが、具体的な被害額については把握していない。

四及び五について

ているが、 たとの情報を、 う尋ねっ の 本件事案の経緯等の詳細については、 「IZUMI」号については、 同日中に入手した。 乗組員の安否については、 同船舶の運航会社より、 同社の意向等もあり、 乗組員全員の命に別状はないものと承知し 平成二十三年二月二十五日に解放され お答えを差し控えたい。また、 身

六について

代金の有無等については承知していない。

お尋ねのような事案も含め、 海賊事案が発生した場合にどのような対応を行うかは、 被害船舶の い船籍、

運航会社が我が国の船舶運航事業者であるか否か、 乗組員の国籍、 海賊の武装の程度、 乗組員の状況等を

踏まえ、

その都度個別具体的に判断すべきものであると考えている。

いずれにしても、

日本国民の生命

身体の保護及び日本関係船舶の安全な運航の確保の観点から、事案に即し、 関係国・ 関係機関等とも協力

しつつ、適切に対処していく所存である。

七について

自衛隊は、 これまで、ソマリア沖・アデン湾に護衛艦二隻を派遣し、 延べ千八百隻以上の民間船舶を安

検査 ころであり、 全に護衛するとともに、P-三C 哨 戒機二機により、 ・武器の押収等を行う諸外国の艦艇に対する情報提供を通じ、 これらの活動は国内外から高く評価されていると認識してい 同海域で警戒監視活動を実施し、海賊に対して立入 海賊行為の抑止に貢献してきていると

八について

府としても、 摘の「武装要員」の使用は勧められないとされている。 下「BMP3」という。)においては、 海運集会所(International Chamber of Shipping)等が取りまとめたBest Management Practice 3 ソマリア沖及びアラビア海を航行する際の海賊による被害を防止・最小化するための行動について国際 BMP3に沿って、 日本関係船舶に対する指導を行っているところである。 民間警備員を使用するか否かは船舶運航事業者の判断によるが、 BMP3については国際海事機関も推奨しており、 御指 以 政

九について

内避難場所」を設置している船舶は三隻とのことである。 社団法人日本船主協会に確認したところ、現在、 日本関係船舶のうち、 通信設備等を備えた専用の「船

なお、 専用の「船内避難場所」の設置については、 船舶建造の設計段階から検討する必要があり、

相当数の船舶所有者が設置を検討しているとのことである。

専用の「船内避難場所」については、避難場所の選択肢の一つとして BMP 3 に示されているものであり、

その設置は、 近くに軍艦等がいる場合には、 乗組員の生命・身体の保護に一定の効果をあげているものと

認識しているが、 「船内避難場所」の設置を含む自衛のための具体的な方法については、一義的には船舶

所有者や船舶運航事業者の判断により決定されるべきものであると考えている。

十及び十一について

辺国の海上取 ソマリア沖等における海賊問題の根本的な解決のためには、 締能力の向上、不安定なソマリア情勢の安定化や人道支援等の多層的な取組が必要かつ効果 自衛隊や諸外国による海賊対策の実施や周

的であると考えている。